

平成31年3月4日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会委員長
木村三紀	農業委員会会長	竹田浩	総務課長（併）選挙管理委員会事務局局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
渡辺優子	税務課長	那須清人	市民生活課長
志田義男	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
門口隆太	農林課長（併）農業委員会事務局局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光課長	後藤芳和	慈恩寺振興課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
設楽伸子	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者（兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	原田真司	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	軽部修一	監査委員事務局局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第1回定例会
 平成31年3月4日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成31年3月4日(月)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	水道事業について	(1) 水道法改定による民営化・広域化について	6番 遠藤 智与子	市長
9	よりよい教育環境について	(2) 水道料金について (1) 教職員の働き方について (2) 教職員の負担軽減について (3) 専門職としての誇りと自覚を培う環境づくりについて		教育長
10	ふるさと納税について	現状と今後の課題について	16番 柏倉 信一	市長
11	除雪対策について	(1) 今年度の除雪体制を振り返って (2) 融雪工事・除雪機械の助成金について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	一般質問を総括して	(1) 文化遺産の伝承への取り組みなど、歴史のまちづくりについて (2) スポーツ振興の取り組みについて (3) ふるさと納税に関する事業の周知策について (4) 市道認定基準の明確化により未編入私道への対策について	8番 石山 忠	市長 教育長

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号8番、9番について、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

サンゴ礁やジュゴンがすむ美しい海、沖縄の美ら海に、基地は要らないと示された民意を踏みにじるような土砂の投入に、私は怒りを覚えます。この国の民主主義が守られるよう、ともに力を尽くしたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号8番、水道事業について伺います。

昨年12月の水道法改定によって、自治体が施設の所有権を持ったまま運営権を民間企業に売却しもうけさせるコンセッション方式での民営化が可能となりました。

浜松市では、昨年から下水道事業の一部を全国で初めて同方式により民営化しました。さらに、水道事業でも民営化計画を示していましたが、民営化されれば利益が優先されサービス低下を招くのは必至と、料金の値上げや安全性、災害時の対応など、市民の中に大きな不安が広がりました。幅広い市民らが、昨年6月、浜松

市の水道民営化を考える市民ネットワークを結成し、水道事業の民営化計画をやめ、公営で発展させるよう求める署名や宣伝に取り組んでおります。

また、お隣の宮城県でも、水道3事業、上水道、工業用水道、下水道の運営権を民間企業に譲渡するコンセッション方式の導入をみやぎ方式と命名し、2020年度中の実施を目指しています。

水は命を支える不可欠な資源で、水道事業は将来にわたって安全で必要な水を供給することが使命であり、利潤追求には根本的になじまないと考えますが、水道法改定による民営化についての市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

遠藤議員から水道事業についての御質問をいただきましたが、お聞きをしますと、遠藤議員には今期をもって御勇退されるということであり、常に生活者の視点から身近なテーマについて御質問、御提案をいただきまして、ありがとうございます。今後とも健康に留意していただき御活躍をいただきたいと願っているところであります。

さて、御質問にお答えをいたしたいと思いますが、寒河江市の水道事業というのは、御案内のとおり、昭和の29年に、当時まだ市でなくて町でありましたが、町で給水を開始したところでもあります。

水道法というのはその3年後の昭和32年に制定されているわけでありまして、そのうち鋭意整備が進んでおりまして、全国では平成29年3月末の普及率は97.9%というふうになっているようでありまして、寒河江市におきましては99.3%ということで、水道の普及については公衆衛生の向上と生活環境の改善に大変大きな役割を果たしてきたというふうに思っております。

しかしながら、近年、人口減少に伴う給水収益の減少、さらには施設の老朽化など、全国の水道事業、さまざまな課題に直面しているところでありまして、将来にわたって安全な水を安定的に供給していくために水道事業の基盤の強化を図っていくということが急務になっているところでもあります。

こうした課題に対処するために、昨年12月に水道法が改正されたわけでありまして。その内容については、目的を、水道を計画的に整備をするというこれまでの目的から、水道の基盤を強化するというふうにより目的を改め、そして5つの視点、関係者の責任の明確化、広域連携の推進、官民連携の推進、適切な資産管理の推進、そして指定給水装置工事事業者制度の改善、この5つの視点での改正が行われているわけでありまして。

民営化については、改正水道法において官民連携の方法として、水道事業体が施設の所有権を所有したまま長期間施設の運営権を売却する、いわゆるコンセッション方式の導入が可能となったわけでありまして。この場合、民間事業者が料金収入をみずからの収入とすることができるというわけでございます。

このコンセッション方式については、民間の技術力や経営ノウハウの活用で効率化が進みコスト削減効果が期待される一方で、海外の事例などもありまして、逆に水道料金が高騰する、あるいは水質の安全性の確保が問題となる、企業の撤退などが懸念されるという不安もあるわ

けであります。

我々としては、水道事業の使命というのは、低廉で清浄な水を安定的に供給していくことでもありますので、そしてさらに水というのは市民の命に直結するため、第一にやはり安全・安心でなければならないというふうに思っているところでもあります。市民の命、それから生活をしっかりと守っていくのが我々の使命でもありますので、民営化についてはこうした課題が解消された上で検討されていくべきものと考えているところでもあります。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 民営化については、市民の命を最優先で守っていく、市民の生活を守っていく、このことが大前提であり、そのことがクリアされた上での検討になるという市長のお話でございました。これは、本当に私の思う気持ちと一緒にという思いがいたします。これが将来にわたって守られていくことを、私は願っております。

さて、共産党岐阜県委員会が、この2月22日、古田肇県知事宛てに、県民の命と暮らしを支える水道事業に関する要望書というのを提出いたしました。この中で、国に対し、老朽施設の改良等に係る国庫補助制度の拡充を求め、県としても必要な支援拡充、財源措置を行うよう要望しております。また、広域連携推進協議会というのがあって、その内容の公表も求めています。

西村山地域の広域化の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、県内の状況からお話いたしますと、山形県では平成30年3月に国の新水道ビジョンに基づいて、県の水道事業を取り巻く人口減少による料金収入の減、さらには水道施設の老朽化などの課題を踏まえて、中長期的な視点からの方向性と実現方策について、将

来の指針となる山形県水道ビジョンというものを策定しております。

これを受けて、課題に対応し、持続可能な水道経営の実現に向けた広域連携のあり方について検討するために、県が中心となって、昨年10月に県、それから県の企業局、それから市町村、それから水道事業者を構成員とする、県内の村山、庄内、置賜、最上地域の4つの圏域ごとに検討会が設置されております。寒河江市と西村山地域は村山圏域水道事業広域連携検討会に属しているということになるわけであります。

この検討会では、水道事業体ごとに現在の経営を継続した場合の将来シミュレーションを行った上で、地域全体の事業の統合、施設管理の共同化、業務の共同化など、経営体ごとに課題を整理して、地域の実情に対応した広域連携のシミュレーションを取りまとめて、比較検討していく予定になっております。

現時点においては、実務を行う下部組織の作業部会において、それぞれの水道事業体が同じ条件で水道施設の更新や給水人口、給水量の将来見通しなどを踏まえた財務状況や供給単価などについてのシミュレーションの作業を行っている段階であります。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 経営体ごとに課題の検討を行ってシミュレーション作業をしていくということでございます。

そのような中でも、まず留意していただきたいことは、職員の権利を守っていく、そして職員の人たちの働き方も考えていって、お互いが話し合いを深めて納得できる会にしていただきたいと思います。これは、トップダウンではなくて、本当に本当の意味で連携していくべきもの、相互に話し合い、意見を出し合って深めていけるものにしていただきたいと思いますし、市民の目線が度外視されることなく、話し合いの連携をしていただきたいと思います。

そのような検討会にしていただきたいと思いますところであります。

水道は、生存権の保障を具現化する事業であり、将来にわたって安全、安定を市民に供給できる体制が必要です。

災害時には、本市でも自己水源の果たした役割がとても大きかったことを考えれば、自治体独自の対策が重要と考えますが、このことについての見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市の水源というのは、県営の村山広域水道からの水道用水と深井戸を主とする自己水源の水道用水があるわけであります。

全体として、平成29年度の配水量、水を配っている量ですが、配水量は563万1,221立米となっております。そのうち、先ほど申しあげました自己水源の量は284万5,029立米ということで、全体の50.5%であります。そして、残りの部分、県営村山広域水道からの受水量というのは278万6,192立米ということで、49.5%となっているわけであります。約半々、こういうことですね。

それで、御案内のとおり、平成25年の7月に大雨が、豪雨がありまして、村山広域水道からの水道水の供給が停止した苦い経験があるわけでありますが、その停止によって、市内の半分の地域が断水になったわけですね。それで、自己水源があることで、市内全域の断水は免れたということになっております。

こうした教訓を生かして、平成27年度に新たに自己水源を確保するというので、8号井戸を増設して災害に強い水道基盤強化を図ってきたところであります。

既存の水道についても、目詰まりを除去するなど十分なメンテナンスは行っているわけでありすけれども、老朽化ということもあって機能低下は避けられないというふうになっており

ます。そういったことから、1号井戸について、平成32年度までに調査、設計などを行って、33年度に更新を図っていききたいというふうに今考えているところであります。

今後とも、自己水源の強化を図りながら、市民の皆さんに水道水の安定供給の構築を進めていきたと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 平成33年度まで更新していく、自己水源の強化に努めていくというお話でございました。

本市での、ただいま市長のお話にもありましたように、かつての豪雨災害ではこの自己水源の役割がとっても大きくて大変助かった地域がありました。一方、村広水の濁りはなかなか取れずに、市民生活に多大な影響を及ぼしました。

自己水源と村広水の比率を、今後将来にわたって、一朝一夕ではできないこととは思いますが、この比率を変えていくことはできないものなのか、このところを伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大体半分になっているわけですが、遠藤議員のほうからは自己水源の割合をもっと多くしたらいいんじゃないかというような御質問の趣旨かというふうに思いますが、市にとりましても、村広水の水というのは地域全体から見れば水不足を解消するという意味で大変重要な水源だというふうに思っておりまして、県との給水協定というのは、平成30年の4月1日から平成40年の3月31日まで10年間ということで、今、協定を結んでいるわけです。

その途中の5年目に料金の中間検証を行うことができるというふうにはなっているわけですが、受水をしなくても料金を支払うことが必要な責任水量というものも定められているんです。現在は、その責任水量分をまず受

水をして、残りを自己水源で賄うと、こういうふうにしてございます。結果的に、約半々になっているというふうなところであります。

これは、25年7月の豪雨のときには、村広水がとまって断水したという経験がありますが、必ずしもそういうことばかりでは、予測として想定するのはそういうことばかりではありません。逆の場合もやっぱりあり得るケースだというふうに思います。そういう意味で、災害時のリスク分散ということを考えていくと、半々の割合というのは必ずしも否定すべきものではないというふうに考えているところであります。

ただ、先ほどからも申しあげておりますとおり、人口減少が続いていくということになりますと、全体の給水量が減少していくことになりますから、そういうことになったときには相対的に村広水の受水量の割合が高まっていかなるを得ないと、全部受けるということになりますとね。

ですから、状況に応じて、そういう場合は適切な時期に責任水量の引き下げを県のほうに要望していくことになろうかというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 今、村広水と自己水源の比率が大体半分半分ということでありまして、私の今の自己水源の比率を多くしてはどうかという質問に対しまして、災害時のリスク分散ということがお話しされました。ですけれども、人口減少によって、その状況を見ながら責任水量分を村広水に引き下げも言っていくこともできるというふうなお話でございましたね。大変、的を射ているような答弁だなというふうに思います。

このところの状況判断を適切に行っていただきまして、市民生活が困らないようなよりよい水道事業になることを願っております。どうぞ、それでは何かあればお願いいたします。後

でよろしいですか。私質問してよろしいですか。

それでは、今のこの質問については大変心強い思いをしているということをお伝えしまして、次に水道料金についてなのですが、私のところに他の市から転入してきた方などから、本市の水道料金が高いのではないかという声が寄せられました。これについてどのようにお考えでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、前回の豪雨を27年と間違ってお答えしましたが、25年の7月でございましたので、訂正させていただきたいと思いません。

それから、水道料金が高いのではないかという御指摘を受けておりますが、御案内のとおり水道事業というのは独立採算制でありますから、事業に係る経費は水道料金で賄っているわけにあります。そして、この水道料金は基本的には水を水源から蛇口まで送るための経費を使用者の頭割りで割るということになっているわけにあります。このため、それぞれの水道事業の水源からの距離や地形、原水の水質あるいは施設の老朽度、供給人口の違いによって、当然のことながら料金に差が生じてくると、こういうことであります。

また、水道事業体ごとの基本料金や水道料金の決め方などによっても、それぞれの使用状況における水道料金が変わってくるというふうになっております。

寒河江市の水道料金については、平成28年度の県内の28水道事業体での年間の水道料金収入をその水量で割った1立米当たりの平均単価は、低いほうから3番目というふうになっております。

さらに、今年度から、一般家庭が多くを占める口径の13ミリメートルと20ミリメートルの1カ月の使用水量10立米分までの水道料金について、1立米当たり160円から130円に引き下げを

行ったところでございます。その結果、口径13ミリメートルの寒河江市の平均使用水量16立米ぐらいでありますけれども、16立米では、県内の水道事業体のうちで、これまで13番目から、引き下げ後は低いほうから7番目というふうに下がったところであります。

そういった状況からしますと、寒河江市の水道料金については、県内の水道事業体の中でも比較的低いほうになるのではないかというふうに思っております。そういう点について、まだまだ我々のほうでも御説明が足りないのかなというふうに思いますので、今後ともさらに周知を図っていければと思います。

水道については、改めて申しあげるまでもありませんけれども、市民生活あるいは企業の活動などにとっても必要不可欠な公共のサービスでありますので、今後とも安全・安心な水道水の安定供給、さらに低廉な価格で提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 料金にはさまざま差がありまして、決め方によっても変わってくるのだというふうなお話、それから1立米の単価が低いほうから寒河江市では3番目になっているということですね。10立米単位で言いますと、160円から30円を引き下げ130円になっているということでございます。低いほうから7番目ということでございます。

いずれにしましても、このようなことを、さらに市長もおっしゃっておりますが、周知することが大切と私も感じますし、市民生活、それから企業の皆さんへの仕事、安全・安心な、そして低廉な水道料金を心がけていくんだという市長のお話でございますので、この視点を、福祉の視点を強めて、今後もさらに頑張りたいなと思っております。

政府は、民間企業のノウハウを活用した運営で、コストダウンが図られ、水道料金の抑制や

老朽化対策などが進むかのように宣伝しています。

しかし、民間事業者となれば株主配当などにも利益を回す必要が出てきます。利益が少なくなれば、当然値上げを求めてきます。コスト削減の方法も問題になります。企業に運営を任せると、自治体の専門的な力が低下すれば、監視もままなりません。契約次第では、自治体ばかりがリスクを負う仕組みとなりかねません。海外の民営化事例では、料金高騰や水質悪化、不透明な経営などが問題となり、再公営化が進んでおります。これは先ほどの市長の答弁でも触れられておりました。そのとおりだというふうに思います。

水道事業は、憲法が保障する生存権を具現化するものとして、公共の福祉の増進が目的とされてまいりました。水は人権、自治が基本です。国民の貴重な財産である水道インフラは、市町村主体での健全な運営こそ目指すべきであり、人員確保、必要な財政支援が不可欠だと考えるものであります。

さらなる寒河江市の水道事業の発展を望んで、この通告番号8番の水道事業についての質問は閉じることといたします。

続きまして、通告番号9番、よりよい教育環境について伺います。

2018年10月30日付の厚生労働省の過労死白書によりますと、過重労働防止に必要な取り組みはとするアンケートの教職員の回答は、教員の増員が78.5%、行事の見直しが54.4%、教員のコミュニケーション円滑化が43.1%、会議の短縮が38.8%、管理職からの声かけが37.9%となっており、これらの項目がトップ5として挙がっております。

学校がブラック職場になっているとまで言われ、今、教職員の長時間労働が社会問題になっています。

そのような中、私ども日本共産党は、「教職

員を増やし、異常な長時間労働の是正を「一学校をよりよい教育の場に」とする、教職員の働き方を変えるための見解と提案をパンフレットにして発表いたしました。

今回、私は寄せられている声を届け、このパンフレットに沿って、教育の場のよりよい環境を目指し、教員が本来の専門性をいかんなく発揮し、どんな子供たちにもゆとりを持って寄り添うことで、未来を担う子供たちの伸び伸びとした成長が大切にされることを願って、教育長に質問いたします。

まず、本市の学校職員の働き方について、どのような認識を持っておられるか伺います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

議員の御質問の趣旨は、教職員の時間外勤務の実態とそれについての認識ということだと思っておりますので、お答えを申し上げます。

本市において、昨年11月7日から13日の1週間に、市内小中学校の時間外勤務の状況に関する調査として、勤務状況調査を実施しておりますので、その結果をもとにしてお答えしたいと思います。

調査を実施した11月という時期は、対外的な部活動の大会、文化祭、学芸会などの校内行事、授業研究会なども一段落して、小中学校とも比較的教職員の時間外に及ぶ業務が少ない時期だということを念頭にお答えしたいと思います。

この調査につきましては、労働基準法で定めている1週間当たり38時間45分という勤務時間を超えて業務を行った時間数と業務内容について調べたものでございます。この調査によりますと、市内小学校の教諭等130名については、時間外勤務時間の平均は1週間当たり約8時間30分、1日に換算しますと約1時間13分、中学校教諭70人の平均の時間外勤務につきましては、約15時間40分、1日に換算して約2時間14分という時間外勤務の状況でございました。

この期間の時間外の業務内容としましては、小学校では「教材研究」、「学級事務」、「校務分掌の資料作成、準備」、中学校においては「部活動」、「生徒指導」、「教材研究」などが主なものとして挙げられております。

現在、議員からもございましたように、教職員の働き方改革が全国的な課題となっております。1月25日には中央教育審議会において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な改革について答申が出されております。

その中で、文科省が定めた公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものがあまして、時間外勤務の上限につきましては月45時間、年間360時間というふうはこのガイドラインでは定めていますが、中教審の答申では、この実効性を高めることが大事だというふう述べております。

先ほど申しあげた本市の実態、1日当たりの時間外勤務について申しあげましたが、これに30を乗じて一月に換算しますと、小学校教員につきましては時間外勤務が約36時間30分、中学校教員につきましては約67時間というふうになりますので、先ほど申しあげたように比較的長時間外勤務が少ない11月ということであっても、中学校においては先ほど申しあげた文科省のガイドラインで示された月45時間を上回る時間外勤務を行っている実態となりますので、本市においても働き方改革の必要性を強く認識しているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 教育長としても、ガイドラインの実効性、長時間労働の実態があるという御認識でありました。

国の教員勤務実態調査2016年小中学校対象によりますと、教員は月曜から金曜まで毎日平均12時間近く働き、休みのはずの土曜日、日曜日

も働いています。教頭先生の勤務はさらに過酷だということでもあります。

千葉県習志野市では、連日のように夜更けに鍵を閉め、夜明けに鍵をあけるといった実態もあったとのことで、別の学校でも仕事が終わらず泊まり込む教員がいるといったことも起きております。忙し過ぎて、教職員同士がコミュニケーションをとる時間がなく、ぎすぎすした雰囲気職場もふえているということもございます。

そして、精神疾患による休職者がふえ、過労死も後を絶たないということでもあります。

全国ではこのような現状もある中、本市でもやはり教頭先生の勤務は厳しいものになっているのでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員からありました学校の職場の雰囲気についてということで、これも御指摘がございましたので、まず本市の実態について申しあげたいと思います。

今年度、市内の教職員が職業性ストレス分析レポート、いわゆるストレスチェックを行っているわけですが、職場環境によりストレスがあるかという質問に対しては、全国平均が6.3ポイントであるのに対して、本市では5.2ポイントということですので低い状況にあります。

また、職場の対人関係のストレスはあるかという質問につきましては、全国が2.5ポイントに対して本市は1.9ポイントで、これも低い結果でありますので、本市の学校現場の職場環境あるいは教員同士の対人関係、コミュニケーションについては、ともに全国から見ればおおむね良好な状況だと言えるのかなというふうに思います。

教頭の勤務時間につきましては、文科省の調査でも他の教員に比べて時間外勤務が多い状況にあるということは指摘されておりますので、これは議員御指摘のとおりだと思います。市内の教頭の日常の勤務時間について聞き取りを行

いました。それによりますと、1日の勤務が年間を通しておおよそ約10時間から12時間程度になっているというふうな状況にあるようです。このことは、毎日の事務的なルーチンの業務のほかに、時間外に及ぶ教職員の仕事に寄り添いながらの指導助言、児童生徒の事故や保護者の相談等、突発的な事案が発生した場合の教員や校長との対応の協議、関係機関との連携調整など、解決に時間を必要とするさまざまな業務を多く抱えているというのが現状であるというふうに認識しているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ストレスチェックをなされたということでございます。本市では、全国の平均よりも下回る低い数値が出て、少し胸をなでおろしているというような状況があるやに思いますが、それで安心してはならないということも一方ではあるわけでありませぬ。

それで、教頭先生の勤務が過酷だというようなことは、実際にやはり本市でも解決に向かって進めなければいけない業務などがたくさんあるというようなお話でございました。

やはり、寒河江市では、全国の平均を下回っているものの時間外勤務も多い、そういうことに教育長としても胸を痛めているというようなことが、私、少し感じ取れるような気もいたします。

さて、ここに文科省資料の抜粋があります。公立学校教諭の残業時間の変化ですが、1966年、小学校は2時間30分、中学校は3時間56分だったのが、2016年には小学校24時間30分、中学校が29時間41分にも上っています。半世紀を経て、学校はよくなるどころか、こんなにも余裕のない状況になっております。

労働基準法の37条は、時間外や休日に働かせた場合、25から50%の割り増し賃金を支払うことを使用者に命じています。ところが、公立学校教育職員給与特別措置法、給特法と言われま

すこの法律によって、公立学校の教員等は時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないと、さらに同法5条で、割り増し賃金の支払いを命じた労働基準法37条そのものを適用除外としております。1971年のことでございます。このことが原因ともなって、残業に追いまわれる実態があると考えられるのですが、この残業時間のあり方につきまして、どのように考えるかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 公立学校の教員につきまして、部活動指導、生徒指導上の問題、事故への対応、保護者との相談など、勤務時間外に及ぶ業務が日常的に少なくありません。

議員からございましたように、このような勤務の特性、教員としての特性を踏まえて、時間外勤務手当や休日勤務手当が支払われないかわりに給与月額の4%に相当する教職調整額を支給されるという、議員からもありましたけれども、いわゆる給特法で定められているところであります。

しかしながら、先ほどの勤務状況調査が示すように、現在の教員の勤務実態につきましては給特法が定められた約50年前の教員の勤務実態とは大きくさま変わりしているということについては、認識しているところでございます。

子供のためならば長時間勤務もよしとするという働き方の中で、教員が疲弊していくということになれば、子供のためには決してプラスにはならないというふうに思っているところでございます。

学校の働き方改革の目的は、これまでの長時間勤務を見直して、みずからの授業を磨くということと、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教員みずから人間性や創造性を高め、ひいては子供たちに対して効果的に教育活動を行うことにありますので、このことを踏まえれば業務の精選あるいは削減、効率化、改善

を図っていくことが大切なことだというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 子供たちの健やかな育ちにとって、教職員が疲弊するのは大変なことだと、よくないことだという御認識でありました。そのお話を伺いまして、私もそうだなというふうに思っております。

さて、全国では、教員1人当たりの授業負担は、長い間、1日4こま、週24こまとされ、それを満たすことを目標に定数配置が行われてきました。

ところが、国はその基準を投げ捨て、教員の授業負担をふやしたのです。一つは、週5日制を教員をふやすことなく行い、その後さらに、教員をふやすことなく授業がふやされたということは、大変重大でした。

このような経緯の中で、教職員の負担軽減について真剣に考える必要があると思います。全国学力テストや自治体独自の学力テスト、行政研修の増大、土曜授業、教員免許更新制、人事評価、学校評価など多くの施策がある中、現場に、より負担を与えている施策を削減または中止をすることなども考えるべきと思うのですが、この点いかがお考えでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員のお話にございました全国学力テストあるいは自治体独自のテスト、県の学力調査、本市でも学力検査等行っておりますけれども、このほか法的に行わなければならない教員研修、教員免許更新、そのほか教職員評価、学校評価など教員が行うべき業務は数多くございますが、これらは社会情勢の変化に対応して、子供たちに生きる力を育んだり、教職員の資質向上を図ったりする上で、それぞれに目指すべき狙いがございますので、教育施策としては必要なものであるというふうに認識しております。

また、2020年以降の新学習指導要領全面実施に伴い始まってまいります外国語や道徳の教科化、プログラミング学習など、社会のニーズに必要なカリキュラムの導入が予定されております。教職員にとっては新たに取り組まなければならない教育課題となり、研修や教育課程の組みかえ等の必要性が出てくるということも十分に認識しているところでございます。

学校現場においては、これら教育施策に対して新たな対応が迫られることにはなりますが、まずは校長のリーダーシップのもと、選択と集中というふうな視点で業務をマネジメントするということと、教職員が議論を尽くすことで納得感ある教育課程、組織運営にしていくということが肝要だというふうに考えているところであります。

また、今、社会に開かれた教育課程という考え方も提唱されておりますので、地域や家庭と合意形成を図りながら連携、協働し、子供たちのことを第一に考えた学校経営が効率よく行われていくということも大事だと考えておるところであります。教育委員会としましても、各学校の働き方改革が前に進むよう、先進的な事例なども紹介しながら適切に指導助言を行っていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 校長先生のリーダーシップのもとに、教職員皆さん納得感が得られる話し合いを進めていって、地域や保護者の皆さんとも連携しながら、その業務の中身についても考えていくというふうなお話でございました。

さて、県独自の学力テストを既に神奈川、長野、岐阜、奈良、広島などの数県が2018年度に休止、中止に踏み切っているということでございます。これは注目すべき変化であります。国も自治体も、教育施策によって現場の負担を再びふやさないよう、何かを加えるのなら何かを削るを鉄則とすべきとも考えます。

さらに、教職員の話し合いに基づき、学校での業務を削減、精査していくことも必要と考えます。ただいまの答弁の中にも含まれておりましたけれども、学校での話し合い、このことについてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 教職員の業務改善あるいは削減につきましては、これまでも学校行事や校務の精選、削減、見直しなど、校内の教育課程にかかわるカリキュラムマネジメントの中で、市内どの学校においても毎年行ってきているものでございます。

一例申しあげれば、教職員間だけではなくて、保護者との話し合い、合意形成を図りながら、これまで伝統的に行ってきた行事の内容を見直したり、削減、縮小した学校もございます。また、テストの回数を減らした学校もございまして、テスト終了後に採点日を設けて、教員が家庭に持ち帰って採点をするのがないようなするなどの業務改善を行った学校もございます。

今後もこのような取り組みを教員委員会としましてもしっかりと評価し、子供と向き合う時間の確保という視点を大切にした業務改善について適切に指導してまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 カリキュラムのマネジメントなどで行事内容の見直しや業務改善をしているところなどにも、適切な評価をしていくというお話でございました。全国の学校の中には、学力テスト対策の補習の中止や朝マラソンの中止などというのものもあるようでございますので、ここは納得のいく話し合いを行っていきながら、さらなる業務の削減などを続けて精査していただきたいと思いますと思うところであります。

さて、部活動ですが、部活動は生徒にとって積極的な意義がありますが、勝利至上主義や指

導体制の保障がないもとで多くの弊害が生まれ、そのあり方を見直すべき時期に来ていると感じております。スポーツ庁もガイドラインを出しておりますね。

この部活動の負担軽減について、どのようなことが考えられるかお尋ねいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動の負担軽減につきましては、本市では今年度、市内中学校に部活動指導員を配置し、徐々に認知度も高まってきていると思っております。部活動指導員の勤務は、1週間6時間という時間的な制約はございますが、このことは教職員の部活動に携わる時間が確実に6時間減り、他の業務に有効活用できているということでもございます。これは、教師にとっては子供と向き合う時間の確保という目標に照らしても大変有効なものであると考えております。

また、部活動における生徒と教職員の負担軽減ということでは、先ほど議員からも御指摘ありましたスポーツ庁、あるいは県でも運動部活動ガイドラインというものを策定しておりますので、それを参酌しながら、本市では地区内の中学校長会、4つの町の教育委員会と協議を重ね、合意形成を図りながら、運動部活動のあり方に関するガイドライン案として、4月1日からの運用を目指して現在策定中でございます。

国、県のガイドラインでは、部活動の負担軽減策として、休養日を平日1日以上、土曜日及び日曜日については1日以上設けることになっておりますけれども、本市ではさらに一歩進めた形で、平日の週1日の休養日にプラスして月に2回程度の休養日を設けることが望ましいとしておるところでございます。

活動時間については、平日は2時間程度、土日及び休日は3時間程度と明記し、始業前練習の禁止あるいは長期休業中の長期休養日などについても示しているところであります。

本市のこの部活動ガイドライン案の実施により、部活動の負担軽減に確実に繋がると同時に、子供と向き合う時間が生み出され、教員にとっては学級経営や教科経営等の質の向上等につながるというふうに考えているところでございます。

子供たちにとっても、こうして生み出された余暇時間の多様な使い方について考えるいい機会になるのではないかなというふうに思いますし、子供たち自身のキャリア形成のために家庭、地域に目を向け、主体的に考え、行動していく力も養うという点では、よい機会になるのではないかなと思っているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 部活動ガイドラインの4月1日からの運用を考えているということございまして、余暇が生まれると子供に対してもゆとりを持って接することができるのではないかなというお話でございました。

さて、専門職としての誇りと自覚を培う環境づくりについてですが、残業代をきちんと支払い残業時間を規制するなどの教職員の働くルールを確立する必要があると考えますが、ここはいかがでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 教員は、一人一人の子供に寄り添ってその力を最大限に伸ばすということを目指して日々取り組んでおりますので、勤務時間内に全ての業務が終わるということは理想ではあると思いますが、現実的には大変厳しい状況にあることは、先ほど申しあげたとおりでございます。

1月に、県教育委員会が、学校における働き方改革の取り組みの手引を策定し、業務削減につながる効果的な取り組み事例を紹介し、全ての学校にその活用を促しております。手引の中で、効果のあった事例としましては、学習支援員や部活動指導員などの活用、会議の精選、P

TA業務の見直し、定時退庁日の設定など、さまざまな事例が挙げられておりますけれども、各学校ではそれらを参考にしつつ、現状分析し、実現可能なものから精選しながら教職員で知恵を出し合い、議論を通して、時間外勤務の削減に向けて取り組んでいるところでございます。

教育委員会としまして、各学校の取り組みを評価し、それぞれの学校の実情に応じた勤務時間内の業務改善について、適切に指導してまいりたいと思います。

また、この県教委作成の手引には、効果の期待できる事例への上位に、校務支援システムの導入が挙げられてあります。市としまして、来年度の当初予算では全ての小中学校に出席状況の把握、成績処理、通知表、指導要録、調査書の作成といった事務処理を効率的に行い、教職員の事務処理の負担軽減が可能となるこの校務支援システムの導入を盛り込んでおりますので、このシステムにより子供と向き合う時間の確保がこれまで以上に有効となり、働き方改革の推進に大きく寄与できるものと考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 働き方改革の推進をしていくということで、手引の活用を全校に促して、それだけではなく、それを踏まえてのさらなる話し合いも促していくということでございますね。

教員の非正規雇用を大々的に認めた2001年の規制緩和などのため、今や全国の小中学校では6人に1人が非正規教員です。同じ担任の仕事をしていても給与が違い過ぎる、来年も仕事をもらえるように病気でも休めないなどの実態があるとのことです。

雇用の問題は県の仕事でありますけれども、講師の正規化や待遇改善について、教育長のお考えを伺います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市の小中学校には、義務標

準法で定められた教職員定数を補充するために配置されている欠員補充の常勤講師、産休育休、病気で休暇を取得している教員のかわりに配置している代替の常勤講師、また多様な教育課題に対応できるようにと県が単独で配置している非常勤講師など、さまざまな臨時教職員が勤務しておりますが、給与につきましては、先ほど議員から御指摘あったとおり県の条例等で定めております。

教諭である正規職員と講師や非常勤講師などの臨時職員の給与には違いがあることは確かでございますが、議員がおっしゃるように、臨時職員の中にも正規職員である教諭に匹敵する資質能力を持ち、学校現場において十分な力を発揮し、頼りにされている方がいらっしゃることも十分に認識しているところでございます。そのような臨時職員の仕事ぶり、実績、思いや願いなども、任命権者である県の教育委員会にしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

一方で、臨時職員の中には育児や介護、今後の人生設計等を考慮し、フルタイムではなくて臨時的雇用や短時間雇用のほうがありがたいと考えていらっしゃる方もいることも事実でございます。

いずれにしましても、教職員のサービスを監督する教育委員会としましては、学校で勤務する臨時職員の実態、思い、願い、困り感などについて、所属長である校長を通してしっかりと把握し、任命権者である県教育委員会とも密接に連携しながら、達成感や充実感を持ち、気持ちよく勤務できる職場づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 真摯にさまざまなことを考えていくという姿勢、これは本当にいいといえますか、何か頭が今とまらない状態でありますけれども、一人一人の先生たちを大事にしていこうということを、ぜひ大切にしていきたい

と思います。(ブザー音)

心残りです。ありがとうございました。

柏倉信一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号10番、11番について、16番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 おはようございます。

本日、2人目の一般質問となりますが、よろしくをお願いします。

今議会の質問者は、この3月議会をもって勇退される同僚がおられ、最後の議場における質問をされています。これまでの議員活動に敬意を表したいと思います。

反面、再選を期して立候補を予定している者からすれば、これから有権者の方々に4年間の議員活動の総括、報告、そして立候補するに当たり公約を提示する時期でもあります。

こうした時期に、市政の概況について明るい話題として、第4回やまがた雪フェスティバルの入場者数が前回より1万6,000人多い過去最大の22万9,000人との報告がありました。

また、懸案となっておりました高額療養費請求未処理による損失補填問題も、全額補填のめどが立った旨の報告がありました。昨年9月5日の市報掲載のとおり実現したことになります。県内においても余り類のない問題であったわけですが、市政に対する信頼を得られたのではと思っています。

さて、2月8日の山新に、「一般質問から議員活動チェック」の記事が掲載されました。今議会は、この記事の影響で質問者が続出するのかなと思っていましたが、いささか残念です。記事の最後のくだりに、「有権者がもっと政治に関心を持ち、きちんと働く議員を育てていくことこそが求められている」と書かれていました。まさにそのとおりであり、共感を覚えるとともに、議席を預かる者として責任の重さを感じ

じているところです。

こうしたことを踏まえ、質問に入りたいと思います。

通告番号10番について伺います。

市長は、市民新春祝賀会の年頭挨拶で、昨年12月末現在でふるさと納税の寄附額が26億円を超えた旨の挨拶をされたわけですが、その後の数字はどのようになっているのか、伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 12月末以降の寄附額ということですが、1月は例年、この寄附がある程度落ちつく時期になっておりまして、全国的にそうではありますが、1月末日現在では、寒河江市に対するふるさと納税額は約26億6,000万円でした。その後、2月に入りまして、再び増加してまいりまして、2月末まではちょっとまとめておりませんが、直近では2月14日現在でありますけれども、速報値であります、約28億7,000万円という状況でございます。

全国から多くの皆さんに寄附をいただきまして、心から感謝御礼申しあげたいと思います。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 直近の数字で28億7,000万円、大変重い数字だなと思いますけれども、今の市長の答弁にもございましたとおり、4月から10月末までの数字で13億7,000万円ということで、11月、12月、ここの2カ月だけで7カ月分に相当する約13億円の寄附をいただいたことになるのかな。市長の答弁のとおり、確定申告の関係もあって、年末になると寄附額が大変ふえてくるということだろうと思います。

これまでも、我が寒河江市はふるさと納税についてかなりの実績を上げてきた経過がありますが、今年度は県内、国内において順位はどのようになっているのか、直近の順位をお知らせいただければと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 全国での順位というのは公表さ

れておりませんのでわかりませんが、一方、県内の順位ということでは、12月末現在であります、寒河江市は約26億3,000万円という12月末現在ですね、これが第1位となっております。2位が天童市、3位が河北町ということとなっております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 やっぱ、何でも1番というのは非常に聞きやすいなというふうに思いますし、なかなかすばらしい実績だなと思ってお聞きしておりました。

これまでのふるさと納税の実績は、平成26年度が2,300万円、平成27年度13億7,000万円、平成28年度23億3,000万円、平成30年度が16億3,000万円と、5年間で53億5,300万円、そして今年度は過去の年間実績を大きく上回る数字というふうになることが予想されますが、県内の自治体が低迷している中であって、我が寒河江市が順調に伸びた要因をどのように分析してもらえるか、お伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いろいろな要因が考えられるというふうに思っております。申しあげるとすれば、一つには、返礼品について、大変クオリティが高いというふうに思っております。寒河江市が自信を持ってお届けできる地場産品という観点で返礼品を選定しているわけでありますので、そういったところがふるさと納税サイトの書き込みなどでもよい評価をいただいているということが一つあるかと思えます。

それから、寒河江市のこれまでのふるさと納税に対する取り組み、例えばガバメントクラウドファンディングなどの取り組みが寄附者からの支持を得ているのではないかなというふうに思えます。

それから、3つ目として、目玉的な商品、産品、寒河江の目玉といえはさくらんぼでありますけれども、さくらんぼの取り扱い件数を今年

度約2倍にふやすことができたというふうになっております。取り扱い事業者も3社から7社にふやしております。その結果、さくらんぼだけでなく、さくらんぼ以外の果物の取り扱い件数もふえてきているという波及効果もあったと思います。

それから、4つ目は、米の取り扱いについてもさらにふやすことができました。取り扱いの事業者の御協力によって、約500トンふやすことができたというのも大きな要因かなと思います。

5つ目として、ポータルサイトのページ作成が魅力的であるというふうに言われております。プロの広告カメラマンである地域おこし協力隊に尽力をいただいて、すばらしい地場産品をそのまま写真などで表現をしてサイトに掲載することができるようになっております。視覚に訴える効果、大変アップしたというふうに認識しております。

6つ目は、新たなポータルサイトの利用ということでありまして。これまで利用してきた2社のサイトに、今年度新たに3社を加えて、計5社のポータルサイトで寄附の募集を行ったところでありまして。それぞれのサイトについての新たな寄附者を獲得することができたと思います。

以上、主な要因と考えるものを申しあげましたけれども、こうした要因がうまく重なり合っていて、これまで積み重ねてきた取り組みへのこだわりというものが徐々に寄附者の皆様の信頼と共感を得るようになって、その結果が新規の寄附者はもとよりリピーターの増加にもつながってきたのではないかとというふうに分析をしているところであります。

○内藤 明議長 しばらくお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

○柏倉信一議員 伸びた要因ということで質問させていただいたわけですが、市長の答弁ではおおむね6つの要因を挙げてお答えをいただきました。総じて言うと、いろんな部分でいろんな協力があって、そしてまたいろんな人たちのバックアップがあって伸びてきたんだというようなことだろうと思いますし、ふるさと納税制度本来の趣旨である地場産品が評価を受けているのではないかとこのところは非常にうれしい部分だなと思いつつながら答弁を聞いておりました。

今の市長答弁にもございましたが、GCF、ガバメントクラウドファンディングの実績はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ガバメントクラウドファンディングというのは、自治体などが事業資金の用途を限定して賛同者から寄附金を募集する仕組みでございますが、寒河江市の場合、これまでに2件実施をしております。

1件目は、「僕らの宝 慈恩寺を守ろう！」プロジェクトということで、これは平成27年に慈恩寺の本堂など7カ所に液体がかけられる事件がありましたが、その事件を受けて、寒河江が誇る文化財をいたずらや盗難などから守る手段として防犯カメラを設置するために寄附を募ったところからございました。期間は平成27年の6月3日から7月11日までの38日間で、目標額は450万円でしたが、結果的に876万5,000円の寄附金をいただいたということになります。

もう1件は、「日本一さくらんぼの里に地域初の病児保育施設をつくろう！」というプロジェクトでございます。これは、御案内のとおり、現在移転改築予定の新なか保育所と隣接して病

児保育施設を整備するために寄附を募ったところでございます。期間は平成29年の12月25日から翌年、平成30年の3月31日までの97日間で、目標額1,300万円に対して、1,404万4,000円の寄附が寄せられているところであります。

2件とも、全国から目標額を超える温かい御支援をいただいたところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 GCFについては2件の実績というものをお示しいただきました。いずれにしても、2件とも目標額をすんなり達成したということで、大変結構なことだと思えます。

1点お伺いしますが、今後、ガバメントクラウドファンディングをお使いになる予定など、もしございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今現在、具体的にどういうものという計画はまだございません。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 わかりました。

返礼品のことしの人気順位について、お伺いいたしたいと思えます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一番寒河江で人気があるというんですかね、一番多いのはお米でございまして、寄附額ベースで全体の約6割になってございます。第2番目がさくらんぼで全体の約2割、3位はその他の農産物で約1割という状況でございまして。続いて乾麺、それからお酒、肉という順番になってございます。

この順位というのは、ことしだけじゃなくて、例年大体この順番は変わりございませんが、先ほども申しあげましたが果物の割合がふえてきております。特に、桃、ブドウなどが目立って伸びているというのがことしの特徴になっているところであります。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 やっぱり米の人気というのはすごいんだなというふうに思いますけれども、2月28日の山新に、2018年度産米食味ランキングが発表され、はえぬきは残念ながら特A復活を果たせなかったとの記事がありましたけれども、寒河江のふるさと納税返礼品における人気度は上昇気流というふうになっているようで、議場におられる農業委員会の木村会長初め、生産者の方々には自信を持ってはえぬきを生産していただきたいというふうに思います。

ふるさと納税制度というのは2,000円が自腹というシステムなわけで、この点が返礼品の人気度に影響がすごくあるのかなというふうに私は思っているんですが、返礼品の量であったり、あるいは単品価格が影響するような感じもします。こうした部分を視野に入れた中で、ぜひ返礼品を研究していただきたいと思っております。

次になります。ふるさと納税制度はネット上のやりとりが主体というふうになるわけですが、クレームなどはどのようなものがあつたのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のふるさと納税に対するクレームの多くは、果物に関するものがやっぱり多いわけでありまして。そのほとんどが傷や傷みがあるというところでありまして、その原因としては提供事業者の検品漏れでありますとか、配送時の揺れや衝撃、急激な温度変化によって傷や傷みが生ずることに対して申し出があるということでありまして。そのほかについては、返礼品がまだ届いていないというものや、まれには米袋の一部が破れていたなどというのもございました。

我々としては、クレーム対応というのが大変重要な取り組みでありますので、返礼品のクレームが寄せられますと寄附者の方から内容もちろんお伺いをして、必要に応じて再発送、郵送して対応しているわけでありましてけれども、

同時にその原因の画像などを提出していただきまして、それを事業協力者にフィードバックするなどして再発防止に努めているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 返礼品というのは農作物が主体ということで、なかなかその管理は大変なのかなというふうに思いながら答弁を聞いておりました。

私が聞いておるところでは、余りいい表現、適切な表現かどうかわかりませんが、いわゆるクレマー的な方もおられるのかなというふうに感じるところがありまして、私のところの日田のさくらんぼ団地なんかでも品質のクレームというようなことで、1人の寄附者が3回、同じ佐藤錦にクレームをつけられたというような話を聞いておりますと、普通あり得ないだろうと。また、今、市長の答弁にありましておとり、写真なんかも添付していただいているわけではありますけれども、弱っている状態的な写真があったなんていうふうなことを聞いておりますけれども、なかなか対応も大変だなと思いついて聞いておりました。

私は、幾度かふるさと納税について質問をさせていただいておりますが、市長の答弁にもございますとおとり、この制度は民間ビジネスの感覚が非常に大切だというふうに承知しております。ふるさと納税にかかわる人全員、生産者から事務方に至るまでセールスマンであるとの認識をしっかりと自覚し取り組むことが、事業の成果を上げることにつながると考えております。この部分を生産者の方々に理解、協力を得ることは特に大事な部分ではないでしょうか。

ネット上のことであり、ちょっとしたミスや対応のまずさから秒殺された事例は数多くあります。この部分の周知を徹底することが重要と考えますが、市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、ふるさと納税、地方の時代にとっては大変貴重な財源になっているわけでありまして、これからいかに安定した財源として確保できていくかということが大変重要だというふうに思っています。

こうしたことから考えると、重要になってくるのは、先ほど申しあげましたけれども、やっぱり返礼品の品質と同時に、市や関連する事業者に対する信頼を得続けていくことができるかということだというふうに思います。議員おっしゃるように、その信頼というのはちょっとしたミスで一瞬にして崩れるというケースがあるわけでありまして、特にネットの社会ではそうした傾向が強いということで、大いに注意を払っていく必要があるかというふうに思います。

そうした面において、常日ごろから協力事業者の方や寄附の受け付け業務の受託者とは、常にコミュニケーションをとりながら、特にクレームへの対応についてはこの3者が連携を密にして取り組みを進めているところでございます。

寒河江市においては、先ほど来ありましたが、農産物の割合が高いということでもありますので、またその生産者の方々の協力ということも大変大事になってくるというふうに思っております。生産者の方については、ふるさと納税の趣旨については大いに理解していただいているわけでありましてけれども、さらに我々もその趣旨を引き続き理解していただくような働きかけを行っていきながら、生産者の方のほうからもよりよいものをつくって出そうというような機運が一層高まっていければ、さらに全体として活気も生まれてくるというふうに思っているところでございます。

先ほど申しあげましたけれども、寒河江市の農産物は大変品質がよく、高い評価を得ているわけでありまして、この品質を維持し、生産者の皆さんに自信を持って生産していただくよ

うな取り組みを進めていきたいと考えているところでもあります。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 大体、私の意図するところは全て御理解をいただいての答弁を頂戴したというふうに思いますけれども、ほかの自治体に比べて、寒河江のふるさと納税の寄附者に対する返礼品の姿勢は非常に素晴らしいというふうな評価を結構私も聞いております。なかなか、言うは易し、行うは難しだというふうに思うんですけれども、市長の答弁のとおり、顔を見て対応しているわけじゃないというところに難しさがあるんだろうなというふうに思いますし、どこまでやればお客さん、寄附者に対して御納得いただけるのかというのはなかなか難しいと思いますが、やはりその辺は先ほど来から再度申しあげておるとおり、やっぱり民間ビジネス的な感覚で対応しないと大変だろうなというふうに思います。関係者の大局的な見地からの対応をぜひお願いしたいものだというふうに思いますし、なぜふるさと納税でこれだけ寒河江市が寄附をいただけるのかということ、生産者の方々によく御理解をいただかなくてはいけないんだろうなと思います。

この質問の最後になりますが、今後の課題についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ふるさと納税、大変寒河江市にとって貴重な財源でもありますし、また先ほど2月14日現在の納税額をお答えしましたが、寄附件数で言いますと13万7,000件という膨大な件数でございます。これは寒河江市の特産品が13万7,000回も全国の各地の方々から選んでいただいたということでもあります。寒河江市を認知していただいたというふうに理解をしておりますが、これは貴重な財源という面だけでなく、寒河江市を売り込んでいくシティーセール

スという面でも大変効果があるのではないかと、いうふうに我々は認識をしています。

これからより一層こうした面を意識しながら、戦略的にシティーセールスにつなげていくということが大変大事なのではないかというふうに思います。

昨今もふるさと納税の新聞報道等、いろいろあるわけですが、どうしても寄附金と返礼品、いわばお金と物のつながりが注目されるというふうなところでございます。

しかしながら、これをきっかけにして、寒河江を一層理解していただく人を広げていく、ファンを広げていくということが我々は大事なのではないかというふうに思います。そして、寒河江に愛着を持っていただいて、訪れていただくなどということになれば、さらに交流人口拡大にもつながっていくということで、そういった点を大変大事にしながら、これからのこの制度を活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 ふるさと納税についていろいろとお尋ねをしましてまいりました。改めて申しあげるまでもないことですが、今、市長の答弁にもございましたとおり、この制度がもたらす財源は我が寒河江市にとって大変な金額だというふうになっております。今年度分をプラスすると約80億円という膨大な数字になるわけで、また13万7,000件にも及ぶ方々から寄附をいただいたということ、この数字は我が寒河江市の戸数からいっても約10倍というようなことで、本当にすごい数字だなと、その分責任も重いのではないかというふうに思います。

下世話で言う、いつまでもあると思うなふるさと納税ではなくて、この制度が未来永劫に続くように願いたいと思います。何よりも、生産者に与える影響ははかり知れないのではないのでしょうか。とりわけ農家にとって元気の源にな

るはずです。

話は若干変わりますが、今月2日未明に、国会において新年度予算案が衆議院を通過し、月内成立が確定的というふうになりました。御案内のとおり、この中にはふるさと納税の返礼品を規制する地方税法改正案も含まれております。地方自治体にとって新たなハードルが出てくることも予想されますが、内容をよく精査した中でしっかりとした対応を期待したいと思います。

若干ひとり言になってしまいますが、本来もう少し突っ込んだ質問をさせていただいて、議論を深めた中で関係者の御苦勞をねぎらいたかった部分もあるんですが、何しろ商取引ということを前提に考えると余り突っ込んではいけない部分もあるのかなというふうに思うところもあるわけで、私の質問項目の選択ミスかななんて思う部分もあって若干反省をしておる部分もございます。

次に、通告番号11番、除雪対策について伺います。

ことしの冬は雪の量は比較的そう多くなかったように感じておりますが、山手のほうに伺ってみると例年並みのような感じもしておりますが、市政の概況報告によれば、2月上旬には除雪委託料の9割を執行しているとのこと、全市的には例年並みというふうになるようです。

さて、ことしの除雪体制について私の感じた部分について質問をさせていただきます。

まず、除雪の指示は毎朝3時半の観測地点における積雪量で決まっているわけですが、これ以降に、3時半以降に積雪が増加した場合、除雪はされない状況にあります。

3時半以降に積雪量がふえた場合の対応も検討しておく必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、ことしの除雪の状況であります。市道除雪の出動回数については、2

月末現在で市内一斉出動が7回、それから自主出動が18回となっております。この数字は前年度に比べて若干少ないという状況になっております。

御質問いただきました市の出動の基準であります。毎朝3時30分の時点で各地区で計測している降雪深、降雪深というのは前の日の夕方5時からその日の朝の3時半までの間に降った雪の量が10センチメートル以上になった場合は自主出動すると。消防署で計測している降雪深が10センチメートル以上になった場合は、市内一斉出動の要請を行っているというのが実態であります。

それで、御質問の3時半以降に降雪があった場合はどうするのかということですが、これは例えば朝5時ごろに雪が降って出動しようという場合でありますけれども、出動する場合に一番問題になるのは、やっぱり通勤時間帯、通学時間帯とぶつかるということになるわけですね。そうすると非常に子供たちにとっても危険であるということで、特に幅員が狭い道路などでは、通学する児童と接触したりして、事故が大変懸念されるということでもあります。

また、その時間帯ですと、5時以降とか6時、7時ぐらいになりますと、車庫の前に雪が寄せられて、なかなか出勤するのに支障を来してしまうというところで苦情が発生するというところがあります。

それでは、そういう時間帯をずらしてもっと日中ならばできるのではないかと、こういうわけでありますけれども、当然のことながら日中は、朝、昼間の交通もあるわけでありまして、そこが逆に当然交通渋滞を招いてしまうということが懸念されると。じゃあ、夕方前にも除雪したらどうかと、こういういろんな御質問があるかと思いますが、そうすると今度帰宅したときに間口のところに雪が寄せられて、車が自分の車庫に入れられないなどといういろんなケース

が生じることが予想されるということでありませ

す。ですから、今の現段階では、3時半以降に積雪量がふえた場合などについては、幹線道路については、現在も行っておりますけれども、市役所の直営部隊が効率的に運用して、間口除雪に配慮しながら進めていることについて、今後進めていきたいと考えておりますが、その他の一般の道路については、なかなか交通に支障を来すおそれがあるということで、かなりの積雪量がある場合を除いては、安全第一ということで、これまでどおり道路状況を確認しながらの適宜の対応をしていくというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 なかなか丁寧な答弁でございましたが、意図するところを突かれたかなと思って聞いておりました。

市も御案内だと思いますけれども、ことしはちょっと早朝に雪が降った、少し多目に降ったというのも数回あったように私は記憶しております。さまざまなかなか対処が難しいということも、十分私も承知をしておりますけれども、圧雪の量がある程度の量を超えてしまうと、特に毎たびこの除雪の話をすると議論になるわけですが、国道、県道というのはかなりまめに掃かれるものですから、市道との段差なんかはどうしようもない状態になるということもあります。

また、出動をどうやったら指示できるのかというと、業者さんの問題も、請負業者さんの問題、あるいは安全面の問題等々あると思いますが、思い切り来るようなことになると、やっぱり何かしらの対応を検討していただかないということ、転ばぬ先のつえではございませんが、問題提起をさせていただいたわけです。

次に、核家族化の進展でますます高齢者のみの世帯がふえている中で、市としても高齢者の

みの世帯にはきめ細やかな除雪を指示しています。また、多くの人たちによる雪かきボランティアなども見られ、私の所属するみこし会でも、ことしは設立以来20年の節目ということで、会員が自主的に地域に貢献すること、その事業の一環として雪片づけボランティアなんかにも取り組んでみました。

さて、我が寒河江市も雪国と言って過言ではないと思いますが、民家における融雪工事も結構進んでいる状況ですが、融雪工事や除雪機械等の購入についての助成金はどのようになっているのか、伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 各家庭の敷地内に地下水などを利用して融雪工事を実施する際の支援制度については、寒河江市住宅建築推進事業、いわゆるリフォーム補助により補助金を交付しているわけでありませ

す。補助金の額については、工事費の10分の1ということですが、上限額については工事の内容が県の要件工事に該当するため、通常のリフォーム補助の場合は上限が20万円でありませ

けれども、融雪工事の場合は30万円というふうに限度額を引き上げているところであります。今年度については、実績として、敷地内の融雪工事に関する件数は8件になっております。内訳として、地下水の熱を利用した無散水消雪パイプが4件、地下水を散水するタイプが2件、電熱を利用するタイプが1件、ボイラーで熱した不凍液を利用するタイプが1件となっております。

また、除雪機械の購入に対する補助ということですが、それに類似するものとして、農家で組織する団体が農道を除雪する際に、トラクターなどの農業機械につけて使用する、ロータリーなどのアタッチメントの購入費用に対して助成を行っているということがありますが、

御質問のような一般家庭で購入する除雪機械に対する補助というのは行っていない状況であります。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今、市長から答弁をいただいたわけですが、確かに寒河江市の住宅建築推進事業補助金が該当するようでございます。今の答弁にもございましたとおり、県のリフォーム補助金も併用可能というふうになっておるわけですが、この補助金の金額が幾らになるのかというフローチャートを私も拝見したんですが、なかなか理解するのが素人さんではちょっとしんどいかなと。

答弁にもございましたとおり、内容によっては補助率が10%、あるいは20%で、また額も20万円、30万円、40万円というふうに工事の要件について、5要件に該当するのか、あるいは県産木材を3平方メートル以上使用しているのか、空き家の活用であるか等々のさまざまな条件があるようですが、詳細に関してはやはり地元業者あるいは担当課とよく相談をするのが一番かなというふうに思っております。

さて、最後の質問となるわけですが、今除雪機械の補助金については、一般家庭に関しては、当市ではやっていないというような話でございましたが、近隣ではやっているところもあるように聞いております。

そういうことも含めまして、65歳以上の家庭に、新たに融雪工事、除雪機械等の助成金を検討してはと思いますが、市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新たな助成金の検討ということでもありますけれども、一つには融雪工事に対するリフォーム補助、県の補助を使って活用しているということで、現在もこの制度を広く市民の方に利用していただいているということでもあります。

そういった関係から、この補助率のさらなる上乘せということについては、関係団体あるいは商工会なども含めて、そういった方々からの御意見なども踏まえて検討していければというふうに思っています。

それから、除雪機械に対する助成というのは、例えば個人で購入するものに対する助成ということではなくて、町内会とかボランティア団体などで購入して高齢者世帯の除雪ボランティアに利用するなどという場合に、そういう購入に対して補助をするなどということが可能かどうか、先ほど御指摘のとおり他の市町村の例なども十分参考にしながら、これは検討させていただきたいというふうに思っています。

65歳以上の高齢者世帯に対する除雪作業への支援ということについては、福祉サイドで現在、ひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業というのを実施しているわけでありまして。今年度、大変雪が少なかったからかもしれません、2月14日現在で14世帯が御利用いただいています。ところが前の年、平成29年度は204世帯、ですから雪の量が全然違うということではありますが、そういう意味で大変利用いただいている制度です。

例えば、仮に高齢者の方が除雪機械を扱うということを考えてみると、逆に危険性があるのではないかということも考えられますので、こういった高齢者の皆さんに対する除雪作業への支援を総合的に充実していくということを考えれば、検討していくこととすれば、高齢者世帯への先ほど申しあげました除雪への支援について、その対象要件の見直しでありますとか内容の充実などということで検討していくほうが、より実態的、現実的なのではないかというふうにも考えているところであります。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 私がこの質問をさせていただいたのは、釈迦に説法でございますけれども、年

寄り、高齢者のみの世帯というのは年々増加傾向ということで、除雪の方法等々を検討していくということはやはり必要不可欠だと思いますが、高齢者宅の間口除雪の対応であったり、あるいはボランティア団体であったりというのも、どこまで追っかけられるのかなど。要するに高齢者宅の増加に対してですね。そういう意味合いを考えると、何かしら別の方法も検討しておかなくてはいけないのかなというふうに考えてこの質問をさせていただきました。

市長御案内のとおり、市長の答弁にございましたとおり、やっぱり65歳ぐらいだったら別に大して問題もないかもしれませんが、80、90になった人に除雪機械を預けたところで果たして、かえって危険を及ぼすというようなことも当然考えられるわけですが、私が言わんとするのは、除雪の方法そのものをこういう高齢化社会になっていくことを踏まえた中で、何かしらの検討が必要になってくるという意味で、問題提起をさせていただいたつもりです。

まだ時間が余っております、遠藤議員は心残りだというふうにおっしゃったんですが、あげるわけにもいきませんが、私の質問は以上でございますので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

○内藤 明議長 通告番号12番について、8番石山 忠議員。

○石山 忠議員 私は、これまで4年間の一般質問において、主に寒河江市振興計画やそれに伴う行動計画に沿っての市政運営や予算、決算を踏まえて質問させていただき、質問を通じて提言や提案をさせていただく中で、多くの事務事業に取り組んでいただきました。心から感謝申しあげたいと思います。

このたびの一般質問は、私にとって最後の質

問となりますので、心して質問させていただきます。

市長は、平成31年度施政方針において、子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせるまちづくりを第一に、常に市民目線に立ち、市政運営に取り組んできたと述べられ、平成31年度も重点的に取り組む3つのテーマを挙げられ、新たな時代の人づくり、まちづくりを強化するため積極的な予算編成を行ったとしております。

そこで、これまでの一般質問を総括しながら御質問いたします。

通告番号12番、一般質問を総括して。

文化遺産の伝承への取り組みなど、歴史のまちづくりについて、平成27年第2回定例会でお伺いした内容について伺います。

物事をまとめるためには、要点は3つ、3つしか覚えていないということは、中坊元日弁連会長の話をもとに、歴史のまちづくりについて、1つ目には寒河江には全国に誇るべき歴史遺産がある。2つ目、寒河江の顔である寒河江駅を中心に文化力を高め、歴史のまちを打ち出す。3つ目、市と市民が連携してまちを知る運動を進める。そのために、市の顔である駅前あるいは駅舎に鎌倉武士や勇壮な流鏝馬の姿を駅舎の改装デザインまたはモニュメントに採用してはどうか、市役所ロビーを活用したミニ展示場開設など、提言させていただきました。

市長からは今後の研究課題とさせていただく、教育長からは文化財などの展示について今後とも機会を捉えて文化財の写真等の展示などを検討すると御答弁いただいたところですが、まちづくりの基本にもかかわることだと思いますので、市長から御所見とこれまでの取り組みについてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 石山議員には、2期8年にわたって御活躍をいただきまして、ありがとうございました。豊富な行政経験を生かして、時には

厳しく、時には優しく御指導いただいたこと、心から感謝の念を申しあげたいと思います。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。平成27年6月の一般質問におきまして、流鏝馬を寒河江市の歴史あるまちづくりの特徴として、JR寒河江駅の駅舎外装や駅前広場へのモニュメントに採用してはどうかという御質問をいただきまして、私からはスペースの関係でありますとか、神輿の祭典のフィナーレ会場などになっておりますから、関係機関との意見交換を含めて研究課題とさせていただきたいというように申しあげたところでございます。

寒河江市の玄関口、寒河江駅周辺または中心市街地を含めたエリアにおいては、我々としては寒河江市を訪れた方が寒河江の伝統あるいは文化などを肌で感じていただくような取り組みというのは大変重要だというふうにも認識をしているところでございます。

具体的な取り組みとしては、平成28年の3月から寒河江駅の改札口付近へ動画を再生する看板タイプの機器、デジタルサイネージというんだそうですが、これを設置して、流鏝馬、それから神輿の祭典ほか寒河江の祭り、イベントなどのPR映像を常時放映しているところでございます。

それから、流鏝馬の情報発信に関しては、石山議員御案内なわけでありまして、平成28年から保存会の皆様などに御協力いただいて、スポーツ流鏝馬を開催されています。このスポーツ流鏝馬については、これまでの伝統を継承する行事とも違って、新たな寒河江の流鏝馬に対する魅力、スポーツ流鏝馬の魅力などを発信していただいているというふうに思います。

こうしたさまざまな活動あるいは盛り上がりなどを見きわめながら、さらに御指摘の歴史文化を重要な観光資源として、さらに情報発信をしていくことが必要だと思いますし、まだ具体的にどういったやり方でPRをすればいいのか

というのは、結論が出ておりませんが、ぜひこうした取り組みを続けていながら、そういう印象に残るような形をつくっていただければと思っておりますので、引き続き研究させていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 形を変えた実現をやっているということは、認識をしておりました。観光資源としての情報の発信をしていくというこれからの取り組みをぜひお願いしたいところですが、先ほど申しあげましたように、駅前ということだけじゃなくて、スペースの課題もあるということをおっしゃっておられますけれども、市街地における今さくらんぼを中心にしたモニュメントが相当ありますけれども、それと同じようにポケットパーク等を利用したそんなことも考えられる箇所ではないのかなという思いがありますし、先ほど村山広域水道の受水なんかでいろいろ御質問ありますけれども、例えば受水槽に大きな絵を掲げるとか、あるいはPRのできるような形を仕向けるとか、そういったことも一つのあらわし方かなと思いますので、先ほど市長から御答弁いただきました印象に残る形づくりを研究したいという、その一つのテーマにでもしていただければありがたいなと思っております。

寒河江の持つ全国有数の歴史、史跡と言われている平塩熊野神社について、熊野神社の振興策と、特に平塩舞楽の後継者、中でも稚児舞の後継者に不安を抱えていることを訴えさせていただきました。

教育長は、平塩舞楽の後継者問題については、少子高齢化など社会全体が抱える問題と密接にかかわっており、他の保存会にも共通する課題と認識しており、まずは保存会において地域住民を交えた話し合いや積極的な後継者確保、人材育成の取り組みを進めていただくことが肝要と考えますが、平塩舞楽は県指定文化財でもあ

りますので、県とも協議しながら、保存会の伝承活動を支援してまいりたいと答弁されています。

これまでの取り組みなどについてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 平塩舞楽につきましては、昭和54年5月に県の指定無形民俗文化財に指定されておりますけれども、去年は東京国立劇場において特別企画公演「「陵王」を巡る」で全国の舞楽を演ずる団体から選ばれた4団体の一つとして公演して、また県の芸術文化協会主催のこども郷土芸能芸術まつりでは稚児舞を披露するなど、全国的にも注目され、幅広い活動を行ってきているところでございます。

稚児舞につきましては、舞楽の10番のうち3つの演目で平塩地区内の小学校の男児が舞っております。現在のところ地区内の子供たちで舞い続けられていますけれども、少子化に伴い、将来的には平塩に縁のある地区外の人にもお願いしていくなどの対応が必要になるのではないかと保存会の方より話を伺っているところでございます。

舞楽の楽人につきましても、高齢化に伴って、稚児舞同様、後継者の確保に不安を抱いているところでございます。舞楽の用具につきましても、修繕の必要が出てきており、市としましては他団体の事例を聞いたり、県の指導を得ながら、助成金の案内をしたりするなど、これまで相談に応じてきているところでございます。

市内には、平塩舞楽以外にも未指定を含む有形文化財の滅失散逸、無形民俗文化財の担い手の減少などさまざまな課題がございます。こうした課題を把握していくことに加えまして、文化財を将来にわたって地域全体で適正に保存、活用、継承し、本市の歴史文化振興に資するため、文化財保護法に基づいて、文化財保存活用地域計画の策定について、県内市町村に先駆け

て来年度から本格的に取り組んでいくこととしております。

平塩舞楽も含めた民俗芸能の伝承活動につきましては、保存団体からの現状や課題について聞き取ったり、市外の団体の成功事例を調査研究したりするなど、歴史と文化によるまちづくりが一層推進されるよう、保存団体のニーズに即した支援のあり方について、今後も考えてまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 先月、天下の奇祭と言われております平塩の御塞神に行った折に、今子供たちが3人いると。1年生から3年生までが稚児舞という形になりますので、その子供たちがいるけれども、その後はちょっと心配なんだよねという話を地域の方がしておられました。

それで、今、教育長からの御答弁にありましたように、地域計画を進めておられるのは承知しておりますけれども、いわゆる文化財と言われるほとんどが宗教関係と伴うものが多いというのが、こういう伝統芸能やら、あるいは文化財だと思います。そういう意味では行政支援というのはなかなか難しいかもしれませんが、これは歴史的な伝承文化だという立ち位置に立って、ぜひ御支援を御検討いただきまして、効果が上がるあるいは保存が可能なような体制づくりに、ぜひ御協力をいただきたいと考えております。

ということは、例えばですけれども、先ほど平塩舞楽の場合は昭和54年に県指定文化財になりましたとなりますと、金額は少ないんですが、市指定の場合ですと市からの補助金がありますが、県指定になるとほとんどゼロに近いという状態になります。それで、おのおのの後継者たちが苦勞をしながら、市のほうにも要請をしながら、一つ一つの事業を組んで、それに対しての応分の御協力をお願いするというのがほとんどの文化財を、あるいは伝統文化財を守って

る人たちの現状だというふうに思います。そういったこともぜひ御理解いただいた中で、今後の地域の振興計画のためにも計画を進めていただきたいなという思いでいます。

そんなことで、例えば天然記念物の松なんかですと剪定するのなかなか大変だというような金額にしかないなどという話も聞こえてまいりますので、その辺の広範なことだと思いますが、今の私の要望に対して、もし教育長の御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今、議員から御指摘あったように、市の文化財であれば市の何らかの支援ということができるわけでありますけれども、県あるいは国というふうになりますと、そちらのほうの支援になりますので、市としましてはなかなか難しいということがございますけれども、やっぱり県等々と連携をとりながら、そしてその保存団体のそういった要望などにも真摯に耳を傾けながら、市としてできることに対して連携しながら努力していきたいと思っております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 県サイドの文化財の横断的な協議会的な組織を立ち上げた時期があったんですが、それがちょっと今頓挫しているような状態ですので、ぜひ市のほうからも県のほうに呼びかけをしていただいて、実情を訴えながら、ぜひ振興のために御尽力を賜ればありがたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 石山議員、しばらくお待ちください。

新たな課題に入る前に、ここで暫時休憩したいと思います。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

石山議員。

○石山 忠議員 それでは、スポーツ振興の取り組みについて、平成28年第2回定例会で御質問した一般質問に関連してお伺いしたいと思います。

平成31年度予算編成のポイントとして、新たな時代、未来の寒河江の主役たちを掲げ、新たな時代の人づくりとして子育て支援の充実、新たな時代のまちづくりとしてスポーツを通じた交流人口の拡大を示されておられます。

さらに、2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、市民の誰でもがスポーツに親しみ、健康な生活を送ることができるための取り組みを、スポーツ振興課でより強力に推進していくとして、スポーツ振興課を創設することが示されました。

そこで、お伺いいたします。

第6次寒河江市振興計画においても、一人一人が力を発揮するまちとして、豊かな人生の生きがいがづくりの施策の体系、生涯にわたってスポーツに親しむ取り組みの推進が示されています。

施政方針においても、元気な寒河江づくりとして、多くの市民の皆さんがスポーツに親しみ、健康づくり、元気づくりに楽しく取り組んでいただけるよう支援していきたい。スポーツを通じた活力あるまちづくりに一層力を入れていきたいと述べられました。

スポーツ振興について、初めに市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 スポーツの振興につきましては、繰り返しになりますが、施政方針、市政運営の方針でも、私は子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせるまちづくりということで、元気に暮らせるまちづくりのためには、スポーツの振興というのは極めて重要なファクターだとい

うふうに思っているところでありますし、スポーツは多くの人々に勇気と感動、そして元気を与えてくれるわけであります。

市としても、これまでも屋内多目的運動場であるチェリーナさがえの整備を行って、冬期間でも多くの市民の皆さんがスポーツを親しむ機会を設けてきました。

また、ツール・ド・さくらんぼを初めとする自転車関連の新しいスポーツイベントを多数開催してきたところでありますし、先般の南東北インターハイの男子バレーボール競技の開催でありますとか、障がい者部門も加えたトライアスロンフェスティバルなどの事業を幅広く行って、スポーツに親しむ環境づくりを大いに進めてきたところでございます。

31年度におきましても、スポーツ振興をさらに重点的に進めていく必要があるということで、御指摘のとおり、教育委員会の中にスポーツ振興課を創設して、市民総スポーツの推進に努めていくこととしているところであります。

そうした中で、開催まであと1年余と迫った東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図る取り組み、さらにはスポーツと観光を一体的に進めるスポーツツーリズム事業などによりまして、市民の誰もがスポーツに親しみ、健康な生活を送ることができるための取り組み、そして交流人口の拡大を図っていきながら、活力あるまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 スポーツ振興課の創設など、新しい試みに御期待申しあげたいと思います。

2月28日、スポーツ庁が2018年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の結果を発表しました。それによりますと、週1回、運動をする二十歳以上の割合が55.1%となり、前年度の51.5%を上回ったとしております。

調査は、ことし1月にインターネットを通じ

て実施し、18歳から79歳の男女2万人から回答を得、特に70歳で男性76.6%、女性73.7%に上るなど、男女とも高齢者世帯で高い数字が見られたという報道がなされました。

一方、次代を担う子供たちの現状は、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向が指摘され、本県においても子供の体力低下、肥満の傾向が示されています。

運動部活動やスポーツ少年団の活動も、少子化の影響はあると思いますが、子供の貧困なども大きな要因と考えられます。スポーツ少年団や学校部活動において、経済的な条件で参加できないことは不幸なことと申しあげました。教育長の答弁として、大会参加と大会等、練習試合も含めて伴う経費負担について、その支援につきましては、現在は大会等に係る経費の7割を市で補助しているとの答弁がされています。ところが、このたび東北大会に出場するスポーツ少年団には、体育文化活動支援事業の補助金がありませんでしたが、教育委員会の迅速な対応により、その課題が解決されることが26日の議員懇談会で示されました。感謝申しあげたいと思います。

これまで、スポーツ少年団は、社会教育団体として位置づけ、補助制度が適用されてきましたが、適用が外れた理由、経過及び31年度予算の状況や今後の取り扱いについて、改めてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 まず、スポーツ少年団大会の参加補助金につきまして申しあげたいと思いますが、平成23年度に交付要綱の改正を行って、市内のスポーツ少年団が全国東北ブロックスポーツ少年団競技別交流大会等に出場する場合は、大会参加料や交通費等の経費の7割以内の額を補助することとしておりました。

ただ、平成25年度以降、この補助金の申請がなかったために、平成29年度からは当初予算に

計上せず、申請があった場合にのみ予算措置をするということとしておりました。

今回、うれしいことに補助対象に該当する大会に出場するスポーツ少年団が出てまいりましたので、先ほど申しあげました要綱にのっとって対応していきたいと考えております。

なお、平成31年度については、スポーツ少年団大会の参加補助金として当初予算に盛り込んでいるというところがございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 過去を振り返りますと、これまで経費の8割負担から7割に下げたというこれまでの経過がありました。そのころは、たくさん出てきたということから、大会の趣旨あるいは主催団体、そういったものを整理しながら、特にスポーツ少年団分についてはそういう今のよう形で支援をしていこうという形で、過去これまでの経過があつて、ただ申請がなかったから、あるいは成績が振るわなかったからか、それはわかりませんが、特に申請がない場合等については、知らない団体もたくさんありますので、その漏れがないように御配慮をお願いしたいという気持ちでお伺いしたところです。今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

次に、スポーツを行う子供たちの父兄負担軽減のため、スポーツ奨学金的な制度の検討を求め、支援などを通してスポーツ少年団全体のあり方も検討すると答弁されておられますので、その取り組み状況についてもお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市内のスポーツ少年団の状況としまして、先ほど議員から御指摘があったように、少子化だけではなくて、子供の貧困あるいは運動する子供とそうでない子供の二極化などの影響もあつて、団員数が年々減少して、1団当たり10名という団員数の基準を満たせないという団も出てきており、小学校区を越えた入

団などにより何とか活動を継続している状況にあり、団員数の確保が課題となっております。

スポーツ少年団のあり方に対する支援ということでございますけれども、スポーツ少年団全体のあり方や運営につきましては、日本スポーツ少年団というものが指導する立場でございますので、この日本スポーツ少年団でも全国的な課題の一つとして、単位スポーツ少年団が行政からの支援がなくなりつつあつて、スポーツ少年団組織の弱体化につながっているということについては危惧しているところがございます。

全国的にはこのような状況にありますが、本市においては市がスポーツ少年団に対して、補助金制度や激励金交付等により財政的に支援するとともに、活動のサポートを一般社団法人寒河江市体育協会と連携しながら行っているところがございます。

スポーツ少年団活動を充実させていくには、団員の減少あるいは組織強化など課題もございますが、市としまして、青少年がスポーツに喜びを感じ、心と体を育み、地域づくりに貢献していくというスポーツ少年団の理念の実現に向けて、今後ともスポーツ少年団活動に対する支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 スポーツ少年団の分類でいきますと、各種目別団体との関連もありまして、各種目別団体の中でもカテゴリーを考えて、アンダー12とか、アンダー15とか、中学校の部活動、小学校のスポーツ少年団、それを種目ごとのカテゴリーに変えてチームをつくっていこう、あるいは複数の学校でも組織をつくれるなどという話も相当今、動きがありまして、国全体がこのゴールデンエージと言われる子供たちのスポーツ人生をつくるために、制度の改正が多く行われているのが現状でございます。

そういった意味で、それらの内容もぜひ情報

収集しながら、寒河江市の子供たちのスポーツに親しむ条件づくりに御努力をいただきたいと思いをします。

次に、競技力の向上とともに、審判や指導者資格の取得に対する支援策についてもお伺いいたしまして、支援制度等の仕組みづくりが必要であると考えておりますと答弁されております。2月28日の渡邊議員の一般質問に、スポーツ振興基金を取り崩しソフト事業に充てているとの教育長の答弁がございますけれども、これらも含めて、現在の状況はどうなっているかお伺いしたいと思いをします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 選手の競技力向上のためには、審判あるいは指導員の養成ということが不可欠だということにつきましては、議員御指摘のとおりだと考えているところでございます。

このことに関しまして、平成28年の第2回定例議会において、議員から質問を頂戴したということ踏まえまして、各競技の審判員及び指導者の人数、あるいは資格等の詳細について把握する必要性を痛感いたしまして、その年の秋に、市の体育協会に加盟している競技団体を通して調査を行ったところでございます。

その結果、有資格審判員はいるが有資格指導者はいないという競技団体があったり、その逆の競技団体があったりというふうに、競技によって偏りがあるということもわかってまいりました。

そこで、審判員や指導者の養成を指導し、競技力を向上すると、そのことを図るために、平成29年度にスポーツ競技力向上等支援事業費補助金制度を創設いたしまして、新たに指導者等の資格取得に係る必要経費、また既に資格を有している指導者等がより上位の資格取得に係る必要経費に対して、補助等を行ってきたということでございます。

この制度によって、ここ2年間で新たに有資

格の指導者になった方が16名、有資格審判員となった方が31名となっております。また、指導員として、上位資格を取得しレベルアップを図った方が1名となっております。

さらに、トップアスリートやその指導者等の資質向上を図るために、市体育協会と連携しまして、平成29年度より、すぐれたスポーツの指導者を講師に招聘してのスポーツ講演会も開催しているところでございます。

今後もスポーツに情熱を持つ者誰もがその競技水準を高めることができるよう、指導者等の育成も含め競技力の向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 指導者資格や審判資格等については、これも種目ごとに異なっている取り組みと申しますか条件がありますので、その辺についても研究をしていただきたいなと思いをします。

特に、前回の質問でもちょっと触れたんですが、お金の支援もありましようけれども、例えば民間に働く人たちが、審判や指導者の資格を取得するために時間を割かなければいけない、そういった場合に、出やすいような条件をつくってもらえないかという若者たちの御意見もございします。これは公的に認められた講習会なのでぜひ企業からの御協力もお願いしたいというような、資格取得しやすい、出やすい環境をつくるということも、行政支援の大きな手だてだと思いますので、これまで有資格者が40名以上、50名近く出られたということは大変評価しつつ、今後もお願いをしたいなと思いをしますので、取り組み方よろしく願いをします。

続きまして、ふるさと納税に関する事業の周知策について、平成29年第3回定例会でお伺いした内容についてお伺いしたいと思いをします。

先ほども、柏倉議員の御質問の中で、内容等については大変丁寧に御答弁をお聞かせさせて

いただきました。本年度においても、ふるさと納税は他市において苦戦が伝わっている中で、本市は多くの御協力を得て、順調に推移していることを伺い、関係する皆様に感謝するばかりです。

そこでお伺いしますけれども、ふるさと納税により実施されている事業などについて、市民にも周知し、市外にも知らせるために、かつての国民年金融資事業のような看板などの表示あるいは設置、シールの添付などを考えてはの質問に、ふるさと納税は安定的な財源としてはまだそういう確立がされていない状況であり、その辺を見きわめながら対応したいとしながらも、看板などで表示あるいは設置などについて検討したいと答弁されました。これまでの検討状況についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 全国的にこのふるさと納税の規模というのは、御案内のとおり年々大きくなっている状況でありますし、また年末などではテレビでコマーシャルをやったり、あるいは新聞で大々的に広告を出すなどというふうになって、認知度も大変高まってきているわけであります。

一方で、その使われ方というのはなかなか認知をされているとはまだ言えない状況にあるかと思えます。

寒河江市において、ふるさと納税の使い道については、ホームページで公表しておりますし、また地元の情報誌などによるPRを通して周知をしているところでございます。石山議員から看板などによる表示についてはどうかということで、以前にも御質問をいただきましたが、安定的な財源として確立をしているかということ、まだまだそういう状況にはないというふうに思いますので、その辺のところは引き続き見きわめなければいけません、特にハード事業などに納税の御寄附を充てている場合は、やっぱりそこは少し検討していかなければならんという

ふうに思いますし、とりわけ、柏倉議員の御質問に答弁させていただきましたが、ガバメントクラウドファンディングで整備を進めている病児保育施設などについては、まさにその目的のために賛同いただいて寄附をいただいているというわけでありますので、寄附者の御厚意に感謝する意を込めて、ぜひ何らかの形で表示をしていくことが必要だと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 使われ方の周知、まさにそのとおりであったんです。例えば、いろんなパンフレットや印刷物ですと、これは再生紙を使用していますなどという表示があります。今、市長から答弁がありましたように、印刷物等の表記など、あるいは今回先ほど柏倉議員の質問の中でも、伸びの要因としては6項目挙げられました。返礼品についてよい評価を得ているから、ホームページが魅力的である、それも費用がかかっていると思うんですね。その費用についてもふるさと納税のおかげでこういうことができたんだなどという表示ができないかなという思いで申しあげましたので、ぜひ御検討をいただきたいと思えます。

次に、市道認定基準の明確化により、未編入私道への対応について、平成29年4月定例会で御質問した内容についてお伺いしたいと思います。

私道に関する課題として、世帯の高齢化や不在地主などにより、維持管理はもとより改善、改修を行うには多額の費用がかかることから、負担が困難になっている。特に昭和52年施行の寒河江市私道整備費補助金交付規程に伴って市道認定ができなくなった私道、平成22年市道認定基準の明確化によって未編入になった私道の対策について、私道を市道にするために必要な整備などについても相談を受けたり、あるいは手厚い助成ができるよう検討していきたいと考えている。想定されるケースに柔軟に対応でき

るように、これまでの制度を見直していきたいというふうにも考えていると答弁されました。これまでの取り組み状況について、お伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問にもございますが、平成29年12月の議会におきまして御答弁をさせていただいておりますが、私道の整備の対策ということにつきましては、寒河江市私道整備費補助規程というのがあるわけでありまして、それによって路面の舗装あるいは側溝などを整備する際に補助金を交付しているわけであります。

ちなみに今年度の実績としては、2件ございます。2件とも未舗装の私道の舗装工事に関する経費に対して、2分の1の助成を行っているところであります。昨年度からは、舗装補修に対しても対応できるよう規程の改正なども見直しをさせていただいて、より使いやすく見直しを行っているところであります。御指摘のとおり、私道の地権者の方の高齢化あるいは空き家などがその地域に発生しているなどによって、私道を舗装する際の費用負担というのがネックになっている、なかなか整備が進まないという状況も出てきているというお話も伺っているところでございます。

前回の答弁以降、この補助規程の内容については見直しは行っておりませんが、引き続き御指摘のような具体的な相談をお受けする中で、この制度の充実、見直しなどを図っていければというふうに思っているところであります。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 市長の答弁の中にもありましたように、昭和52年の私道整備補助金から40年余りたっています。関係市民の高齢者はもとより、その設備の劣化というものも大きくなっています。そういう意味では、具体的な相談を受けられるように整えていきたいという御答弁をいた

だきましたので、これらについても市民の方々が私道であっても除雪をしていただいているという、すごく皆さん喜んでいてはいる面はあるんですが、ぜひそれらについても市民が喜んで、あるいは住環境整備のために使いやすい相談のあり方についても、ぜひ御検討をいただければありがたいというふうに思います。

これまでの一般質問を振り返る中で、提案や提言、事務事業を評価しつつ何点かについて質問させていただきました。市長初めとする当局の答弁は、市民への約束です。これまで多くの同僚議員もたくさんの提言を行っています。過去の経過を理解し、未来につなげてほしいと思います。

安全・安心のまちづくり、人口減少対策、元気で活力あるまちづくりを基本に据えて、職員一丸となって「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現に向けて、力を尽くしてまいり所存と決意をあらわされています。市民生活を守るのは皆様です。寒河江市の大いなる発展を願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時28分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

